

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
（略）	（略）	（同上）	（同上）
国稅専門官 採用試験	大卒程度 の者	国稅専門官 採用試験	大卒程度 の者
（略）	（略）	（新設）	（新設）
一 次のイ又はロに掲げる知識を備えていること。	イ 税務に関する分野における知識及びその関連分野における知識 ロ イに掲げる知識及び情報処理に関して必要な知識	一 税務に関する分野における知識及びその関連分野における知識を備えていること。	一 税務に関する分野における知識及びその関連分野における知識を備えていること。
二 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。	二 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。	二 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。	二 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。
三 採用後の研修又は職務経験を通じて第一号イ又はロに掲げる知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。	三 採用後の研修又は職務経験を通じて第一号イ又はロに掲げる知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。	三 採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。	三 採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。
四 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること。	四 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること。	四 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること。	四 職務を適切に遂行することができる身体の状態にあること。
五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類	五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類	五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類	五 前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類

(略)	(略)	
	(略)	
	(略)	類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。
(同上)	(同上)	
	(同上)	
	(同上)	類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。